

## 国民年金は、所得税や消費税で賄うべきか、人頭保険料で賄うべきか

## 八田 達夫

国民年金は、現行のように人頭税方式の保険料で賄うべきなのであろうか。それとも所得税や消費税などの税で賄うべきであらうか。国民年金の果たすべき目的を念頭において、考えよう。

国民年金の目的は、老後における生活保護依存をなくすために、勤労年齢のすべての国民に強制貯蓄をさせることにある。

困窮状態にある老人は、生活保護の各種扶助を受給できる。このため、退職前に預金を全部使い果たして老後に生活保護に頼ることもできるし、そもそも最初から生活保護を期待して預金をしないこともできる。したがって、生活保護制度をいったんつくった国では、老人による生活保護制度の濫用をもたらす巨額の財政支出を防ぐために、勤労世代に対して強制的に最低限の貯蓄をさせる必要がある。国民年金は、この目的で、他の公的年金でカバーされていないすべての国民に一定の保険料を勤労年齢時に支払わせ、老後に最低限の生活を保障する終身年金である。

この観点からすると、国民年金の保険料は、強制的に徴収する必要がある。もちろん所得の極端に低い人には、支払いを免除し、代わって国がその分を支払うべきであらう。けれども、その他の人については、保険料の不払いは脱税と同等に扱って厳しく処罰する必要がある。

しかし日本では国民年金が上のように明確に位置づけられてこなかった。保険料不払い者に対する代償は、老後の年金給付の減少でしかない。脱税に対する懲罰とは大きく異なる。このため、勤労年齢時に保険料を全く払わなかった人も、勤労時に保険料を払った人とほぼ同額の生活扶助給付を老後に得ることができる。その結果、多くの人が若い時に国民年金保険料を支払わず、退職後に生活保護受給者になっている。日本の生活保護受給者に高齢者が多いのは、この制度設計の欠陥のためである。日本では、国民年金が果たすべき目的を否定する制度設計がされてきたのである。

国民年金保険料を年金機構が徴収する現行方式

は、次の特徴をもっている。

第1に、現状方式は、上に述べたように、保険料を意図的に払わず老後に生活保護を受ける人達を、厳罰に処することなく、許容している。このことは、2つの問題を発生させている。

まず、あからさまな不公平を生みだしている。

次に、低所得階層の人に、保険料を払わない強い動機を与えている。すなわちモラルハザードを引き起こしている。

第2に、保険料を年金機構が徴収する限り、非効率性は避けられない。

国民年金保険料の徴収率は、きわめて低い。この現状は、年金機構が保険料を徴収する限り、モラルハザードを防ぐことが難しく、仮に、公平に徴収するためには、膨大な徴収費用がかかることを反映している。さらに、公平に徴収することを諦めるならば、老人による生活扶助給付への依存は増え続け、それを賄うための増税が労働供給の歪みをもたらす。

現行方式の国民年金の保険料は定額であるから、元来は、加入者が合法的に行動する限り、労働供給を歪めないはずである。にもかかわらず、非効率が発生するのは、国民年金保険料を年金機構が徴収する限り、加入者が合法的に行動する動機付けが弱まるためである。

第3に、現行の人頭税方式の国民年金保険料は、消費税に比べても所得税に比べても逆進的である。

このように、現行の国民年金保険料徴収方式は、不公平、非効率、逆進的である。国民年金の財源は、所得税が消費税で賄うべきである。

では、所得税と消費税のどちらがより望ましいだろうか。労働供給の（実質手取り）賃金弾力性は、低所得層では高いが、中高所得の層では低い。このため所得税の方が、同額の税収をもたらす消費税より労働供給の歪みを抑えることができる。この点で、所得税の方が優れていると言えよう。

（はった・たつお 政策研究大学院大学学長）